

## 山形県空き家対策エリアマネージャー認定要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、山形県（以下、「県」という。）が、地域の空き家問題の解決を図り、山形県民が望む良質な住環境づくりを担う人材を確保、育成するため、地域に根差し市町村と連携し空き家対策に取り組む者を山形県空き家対策エリアマネージャー（以下、「エリアマネージャー」という。）として認定することについて、必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家特措法」という。）第2条第1項に規定する空家等、又は現に使用されておらず、今後も従来の用途に供される見込みのない建築物等をいう。
- (2) エリア エリアマネージャーが空き家に関する取組み（以下、「活動」という。）を行う区域（県内の市町村で、市町村の全域もしくは一部又は、複数の市町村）をいう。
- (3) 地域空き家対策推進計画 エリアマネージャーがエリア内において総合的かつ計画的に活動するために、空家特措法第6条第1項に規定する空家等対策計画（以下「空家等対策計画」という。）に即して定めるものをいう。

### (計画の策定)

第3条 エリアマネージャーは、地域空き家対策推進計画を策定することができる。

- 2 地域空き家対策推進計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 計画の目的
  - (2) 計画エリア
  - (3) 活動目標
  - (4) 活動計画
  - (5) 活動体制
  - (6) その他必要な事項
- 3 エリアマネージャーは、地域空き家対策推進計画の策定にあたり、あらかじめエリアに含まれる市町村と空家等対策計画に即しているか協議を行うものとする。
- 4 前項の規定は、エリアマネージャーが地域空き家対策推進計画を変更しようとする場合に準用する。
- 5 エリアマネージャーは、市町村と地域空き家対策推進計画の協議を行い、意見書（別記様式第2号）の交付を受けるものとする。

(認定基準)

第4条 知事は、次の全ての要件を満たす個人又は組織（法人格の有無を問わない）をエリアマネージャーとして認定する。

- (1) 地域空き家対策推進計画を策定し、計画的かつ継続的に活動を実施すること
  - (2) エリアに含まれる市町村の空き家対策に寄与すること
  - (3) エリア内の市町村や地域住民と連携し活動すること
- 2 前各項の規定による認定を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当しないものであること。
- (1) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
  - (2) 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用する等していること
  - (3) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること
  - (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること

(認定申請書)

第5条 エリアマネージャーの認定を受けようとする者は、認定申請書（別記様式第1号）に以下の書類を添え知事に提出しなければならない。

- (1) 地域空き家対策推進計画
- (2) 市町村の意見書の写し

(認定証の交付)

第6条 知事は、エリアマネージャーの認定をしたときは、認定者名簿及び認定者台帳に登録し、認定証を交付する。

(広報)

第7条 知事は、エリアマネージャーを認定及び登録したときは、県のホームページにより広く県民に広報する。

- 2 エリアマネージャーは、地域空き家対策推進計画に基づく事業について県による広報を依頼する場合、広報依頼書（別記様式第3号）を提出するものとする。
  - 3 知事は、前項の依頼書の提出を受けた場合において、その依頼に係る事業が次のいずれにも該当せず、かつ、公益性が高いと認めるときは、これを承認し広報することができる。
- (1) 政治的目的又は宗教的目的を有するもの
  - (2) 暴力団員等が支配し、若しくは関与し、又はその恐れがあると認められるもの

(3) 県の施策に反するもの

4 第2項の規定のほか、エリアマネージャーは、県の実施する広報等に協力すること。

(変更の届出)

第8条 エリアマネージャーは、申請した内容のうち、以下の事項について変更があったときは、変更届（別記様式第4号）により、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、異なる個人又は組織（法人格の有無を問わない）への変更が伴う場合は、適用しない。

(1) 氏名又は組織名

(2) 活動拠点の名称又は所在地

(3) 地域空き家対策推進計画の内容

2 知事は、氏名又は組織名の変更に係る前項の届出があったときは、認定証を書き換えて届出者に交付する。

3 知事は、第1項による届出があったときは、認定者名簿及び認定者台帳を更新する。

(継承の申請)

第9条 エリアマネージャーから活動を継承しようとする個人又は組織（法人格の有無を問わない）は、継承申請書（別記様式第5号）に認定証を添え知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、認定者名簿及び認定者台帳を更新し、認定証を交付するとともに、その旨を活動エリアの市町村に通知する。

(認定証の再交付)

第10条 エリアマネージャーは、認定証を紛失し、汚損し、又は破損したときは、再交付申請書（別記様式第6号）により、再交付を知事に申請することができる。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、認定証を再交付する。

(活動の休止)

第11条 エリアマネージャーは、活動を休止しようとするときは、活動休止届（別記様式第7号）により知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、認定者名簿及び認定者台帳に記載する。

(活動の再開)

第12条 エリアマネージャーは、活動を再開しようとするときは、活動再開届（別記様式第8号）により知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、認定者名簿及び認定者台帳に記

載する。

(認定の辞退)

第13条 エリアマネージャーは、当該認定を辞退するときは、遅延なく、辞退届(別記様式第9号)に第6条または第9条の規定により交付された認定証を添えて、知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、認定を取り消し、認定者名簿及び認定者台帳から登録を削除する。

3 知事は、前項の規定により認定を取り消した場合は、その旨を活動エリアの市町村に通知する。

(登録の抹消)

第14条 知事は、エリアマネージャーが活動しなくなったことを知り得たときは、認定者名簿及び認定者台帳から登録を抹消する。

2 知事は、前項の規定により登録の抹消を行った場合は、エリアマネージャーに通知するものとする。

(状況報告)

第15条 エリアマネージャーは、その年度の3月31日までに、当年度(認定を受けた日から報告日まで)の活動実績を、活動状況報告書(別記様式第10号)に以下の書類を添え知事に報告しなければならない。

(1) 活動状況がわかる写真、チラシ等

(その他)

第16条 令和4年度山形県空き家対策エリアマネージャー認定要綱(以下「前要綱」という。)に基づき認定を受けたエリアマネージャーは、本要綱においてエリアマネージャーに認定されたものとする。

2 認定番号は、前要綱で認定した番号に続けて附番するものとする。

3 この要綱に定めるもののほか、認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年12月5日から施行する。

## 別 記

様式第 1 号	認定申請書
様式第 2 号	活動に対する市町村の意見書
様式第 3 号	広報依頼書
様式第 4 号	変更届
様式第 5 号	継承申請書
様式第 6 号	再交付申請書
様式第 7 号	活動休止届
様式第 8 号	活動再開届
様式第 9 号	辞退届
様式第 10 号	活動状況報告書